

登校再開のための 陰性確認は必要ありません

新型コロナウイルスは、発症日から7日～10日程度経過すると、感染性が極めて低くなるという特徴があります。

次の基準を満たし、保健所や医療機関の医師から療養終了と判断された患者さんは、PCR検査等で陰性を確認しなくても職場に復帰することができます。

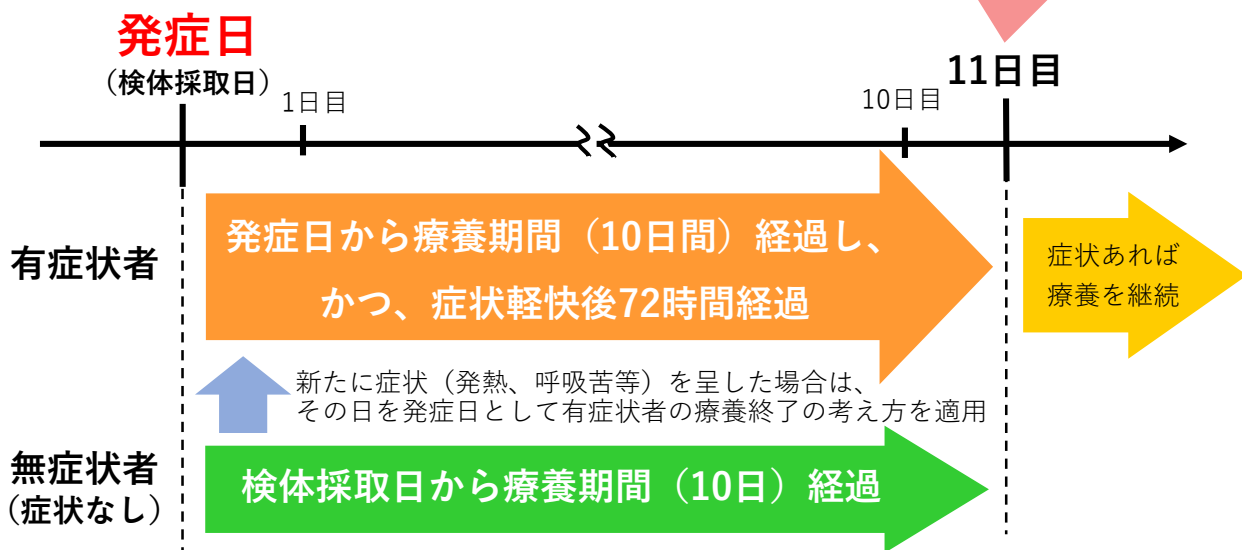


©YOSHIMOTO KOGYO 2020

※ 解除基準を満たした患者さんから、感染性のあるウイルスが排出されることはまれであり、療養解除後のPCR検査等で陽性となった症例からの二次感染を認める報告は、これまでありません。

【解除基準】

登校可能



(出所) 厚生労働省「退院基準・解除基準の改定」(2020年6月12日)

○陰性証明等について

保健所等の行政機関が行うPCR検査等(行政検査)は、保健所等の医師が感染対策に必要と判断した場合に無償で実施しており、検査の結果、陰性であっても陰性証明書などを発行していません。また、陰性を確認したいとの学校や保護者のご希望による検査は実施していません。